

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**今年 4 月 25 日（木）の朝日新聞の関越道高速ツアーバス事故の解説文と  
月刊 社労士 7 月号のマイカー通勤者の取り扱いについての記事に異議あり。**

今年 4 月 25 日（木）の朝日新聞の関越道高速ツアーバス事故の解説文と月刊 社労士 7 月号のマイカー通勤者の取り扱いについての記事の両方とも、睡眠時無呼吸症候群にかかった労働者に対しては、自動車の運転はさせるべきでないという記事が掲載された。それらの記事について、私は異議があります。なぜ、異議があるかを言う前に、基本事項を押さえておきます。つまり、

まず、睡眠時無呼吸症候群（SAS）について考えます。

国土交通省自動車交通局によれば、SASとは、睡眠中に舌が喉の奥に沈下することにより気道（空気の通り道）がふさがれ、そのために、大きないびきをかき、睡眠中に呼吸が止まったり、止まりかけたりする状態が断続的に繰り返される病気です。このため睡眠が浅くなると同時に、脳への酸素の供給も悪くなるために、質の良い睡眠がとれず、日中強い眠気を感じたり居眠りがちになったりして、集中力に欠けるなどの状況が生じます。この結果、漫然運転や居眠り運転による事故等が発生しやすくなります。という記載事項がある。その上で、

事業主の皆様へということで、事業主は、管理職や人事・労務担当者、運転管理者等と連携し、SASに関するセミナーを開催するなどにより、

SASについて、運転者や家族と正確な情報を共有して、日頃から職場や家庭で気軽に話し合える雰囲気作りをしていくことが重要です。なお、当然のことですが、SASは治療すれば健康な人と同じように安全運転を続けていくことができるので、SASの疑いがあるから、または、SASと判明したからといって直ちに乗務からははずすなどの差別的な扱いは厳禁です。という指導がなされています。平成 19 年 8 月 24 日国鉄安第 38 号（国鉄安とは、国土交通省鉄道局安全管理官の意味）

私から、事業主に対して言いたいことは、乗務員が、SASにかかっているからと言って即乗務からははずすことはできないということです。日頃から、事業主は、乗務員本人のかかりつけ医や産業医と連携をとりながら雇用していくことが大切です。また、乗務員に対しては、「今後ともかかりつけ医・産業医・事業主と連携をとりながら治療していきなさい。」ということです。

最後に、4 月 25 日（木）の朝日新聞の関越道高速ツアーバス事故の解説文には、軽度の睡眠時無呼吸症候群と診断されているとある。軽度の睡眠時無呼吸症候群の乗務員だからこのような事故を起こしたという風に読み取れてしまう。それは、明らかにおかしい。一方、月刊 社労士 7 月号のマイカー通勤者の取り扱いについての記事（ページ 58）は、運転免許証の許可取り消し要件の定めをという項目で、重大なる事故・道交法違反による免許が取り消された者・てんかん・無呼吸症候群の者はもとよりと記載されている。まず、病名が正確でないこと。その上で、始めから、乗務させないという表現である。筆者に、国土交通省の通達を読んでいるかと聞きたい。